

社会福祉法人桜木会・特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)に基づき、社会福祉法人桜木会(以下「本会」という。)が取り扱う特定個人情報の安全管理措置について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、番号法第2条の規定を準用するほか、次によるものとする。

役員等とは、本会の役員(理事・監事) 評議員をいう。

職員とは、本会の職員、再雇用職員及び準職員及びパート職員をいう。

(個人番号の利用目的)

第3条 本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

・役員等及び職員に係る個人番号関係事務	報酬、給与及び退職所得の源泉徴収票作成事務 雇用保険届出事務 健康保険、厚生年金保険届出事務 労災補償保険法に基づく請求に関する事務
・上欄以外の個人に係る個人番号関係事務	不動産の使用料等の支払調書作成事務 不動産の譲受け対価の支払調書作成事務 料金等の支払調書作成事務

(利用者に送付される通知カード等の取扱)

第4条 本会が運営する事業所の利用者のうち、当該事業所の所在地に住所がある利用者に対し、行政機関から送付される通知カード又は利用者の申請に基づいて交付される個人番号カードの取扱いは、次によるものとする。

利用者本人が個人番号制度を理解し、自己管理が可能な場合は、利用者本人の意思に基づき、貴重品を預かる場合と同様の方法でその事業所の施設長が保管する。

利用者本人が個人番号制度を理解することが困難な場合で、その家族又は身元引受人が存在する場合は、当該家族等に保管方法の決定を委ねる。この場合において、事業所での保管の要請があったときは、前号と同様の方法でその事業所の施設長が保管する。

利用者本人が前号と同様の場合で、その家族又は身元引受人が存在しないか、あるいはその家族等と連絡が取れないときは、第1号と同様の方法で、その事業所の施設長が本人に代わって保管する。

(特定個人情報の範囲)

第5条 第3条の事務に使用される個人番号及び当該個人番号と関連づけて管理される特定個人情報は、次のとおりとする。

役員等及び職員又はそれ以外の個人から、番号法第16条に基づく個人番号の提供を受ける際に提示された個人番号カードの写し、通知カードの写し及び身元確認書類又はこれらの写し。

税務署などの行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え。

法定調書を作成する上で、役員等及び職員又はそれ以外の個人から受領した個人番号が記載された申告書等。

その他、個人番号と関連づけて保存される情報。

2 前項に該当するか否か定かでない情報については、次条第1項第1号の個人番号関係事務取扱責任者が判断するものとする。

第2章 安全管理措置

(組織体制)

第6条 個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員は、次のとおりとする。

個人番号関係事務取扱責任者は、事務局長及び施設長とする（以下「取扱責任者」という）。

個人番号関係事務取扱担当者は、労務管理担当事務職員とする。（以下「取扱担当者」という。）

2 前項の職員は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

3 人事異動等により第1項の職員に交替があったときは、前任者は、後任者に対し特定個人情報に係る事務を確実に引き継ぐものとし、取扱責任者は、この引き継ぎが確実に行われたことを確認しなければならない。

(担当職員の監督)

第7条 取扱責任者は、前条第1項の職員に対し、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(担当職員に対する教育・研修)

第8条 取扱責任者は、第6条第1項の職員に対し、番号法とその関連法規及びこの規程を遵守するために必要な教育、研修の機会を設けなければならない。

2 取扱責任者は、番号法及びその関連法規が改正されたときは、速やかにこの規程に反映させるとともに、その都度研修の機会を設け、改正内容の周知に努めるものとする。(取扱状況の記録)

第9条 取扱責任者又は取扱担当者は、次の各号の特定個人情報に係る事務を取り扱ったときは、取扱の経過が分かるように記録し、これを保存するものとする。

特定個人情報の入手日
源泉徴収票、支払調書等の法定調書の作成日
源泉徴収票等の本人への交付日
法定調書の行政機関等への提出日
特定個人情報の変更、廃棄及び削除の実施日

(情報漏えい事案等への対応)

第10条 取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断したときは、直ちに取扱責任者にその内容を報告しなければならない。

2 取扱責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに桜木会法人本部へ報告し、共同して適切な措置を講ずるものとする。

(取扱状況の確認)

第11条 取扱責任者は、特定個人情報の取り扱いの状況を、1年に1回以上の頻度で確認するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第12条 特定個人情報を取り扱う区域は、取扱担当者が使用している事務室とし、取扱責任者は、入退室を必要とする職員に、あらかじめ特定個人情報の保護について協力するよう徹底するものとする。

2 取扱責任者は、宿直職員に指示して前項の事務室の勤務時間外の施錠を徹底するものとする。

(機器及び電子媒体の盗難防止)

第13条 取扱責任者は、事務室内の特定個人情報を取り扱う機器の盗難又は紛失を防止するため、常に監視するようにし、特定個人情報に係る電子媒体及び書類については、施錠が可能な保管庫への保管を徹底するものとする。

(漏えい等の防止)

第14条 取扱責任者は、次の場合を除き、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の事業所外への持ち出しを禁止し、その旨を職員に徹底するものとする。

行政機関等への法定調書の提出等、本会が取り扱う個人番号関係事務に関し、個人番号利用事務実施者に対し、データ又は書類を提出する場合。

前項の他、番号法第19条第1項各号の規定に基づき、特定個人情報の提供を求められた場合。

- 2 取扱責任者は、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、書類搬送中の寄り道の禁止等、盗難や紛失による情報漏えいを防ぐための安全策を講ずるものとする。

(個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄)

第15条 取扱責任者は、取扱担当者が特定個人情報を削除し又は当該情報が存在する機器及び電子媒体等を廃棄したときは、これを報告させ、その都度確認しなければならない。

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

第16条 特定個人情報へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は、次のとおりとする。
特定個人情報を取り扱う機器を特定し、当該機器の取扱者を限定する。
機器に標準装備されているユーザーアカウント制御により、情報システムの取扱者を限定する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第17条 外部からの情報システムへの不正アクセス又は不正ソフトウェアからの保護は、次によるものとする。

情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォールを設置し、不正アクセスを遮断する方法。

情報システム及び機器にウィルス対策ソフトウェアを導入する方法。

ウィルス対策ソフトウェアにより、入力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。

機器やソフトウェアに標準装備されている自動更新機能の活用により、ソフトウェアを最新の状態とする方法。

ログの分析を定期的に行い、不正アクセスを検知する方法。

(情報漏えい等の防止)

第18条 特定個人情報をインターネットにより外部に送信する場合の通信経路における情報漏えいを防止するため、次の防止策を講じるものとする。

通信経路における情報漏えい防止策・・・通信経路の暗号化

情報システムに保存されている特定個人情報の漏えい防止策・・・データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報の取得等

(特定個人情報の適正な取得)

第19条 特定個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行う。

(特定個人情報の利用目的)

第20条 役員等及び職員又はそれ以外の個人から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げる個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。(特定個人情報取得時の利用目的の通知)

第21条 取扱責任者は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を情報主体に通知し又は公表しなければならない。

2 前項の通知の方法は、原則として書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。)によることとし、公表の方法は、本会が運営する各事業所の窓口への掲示、インターネット上のホームページでの公表等、適切な方法によるものとする。

3 役員等及び職員から特定個人情報を取得する場合には、利用目的を記載した書面を提示する方法によって行う。

4 利用目的を変更する場合は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で変更し本人へ通知するとともに、公表又は明示することにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができるものとする。

(個人番号の提供の要求)

第22条 本会は、第3条に定める事務を処理するために必要がある場合に限り、役員等、職員及びそれ以外の個人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

(個人番号の提供を求める時期)

第23条 個人番号は、第3条の事務を処理するために必要となったときに提供を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との法的関係に基づき、あらかじめ個人番号関係事務の発生が予想される場合には、雇用契約等の契約の締結時点において提供を求めることができる。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第24条 本会は、番号法第19条第1項各号に掲げる特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に個人番号の提供を求めない。

2 本会は、番号法第19条第1項の各号に掲げる特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、情報、主体の同意の有無にかかわらず、第三者に特定個人情報を提供しない。ただし、本会の内部組織間における情報の移動については、この限りでない。

(特定個人情報の収集制限)

第25条 本会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しない。

(本人確認)

第 26 条 役員等及び職員又はそれ以外の個人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認は、番号法第 16 条の規定に従い、主務省令で定める方法により行う。また、代理人の場合については、同条の規定に従い、政令で定める方法により、その代わるべき者が本人であることを確認するものとする。

(取得段階における安全管理措置)

第 27 条 特定個人情報の取得段階における組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、第 2 章に定めるところによる。

第 4 章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第 28 条 個人番号は、番号法第 19 条第 1 項に定める制限を超えて利用してはならないものとする。

2 個人番号は、例え本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイル作成の制限)

第 29 条 本会の特定個人情報ファイルの作成は、第 3 条に定める事務を実施するために必要な範囲に限るものとする。

(利用段階における安全管理措置)

第 30 条 特定個人情報の利用段階における組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、第 2 章に定めるところによる。

第 5 章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第 31 条 取扱責任者及び取扱担当者は、特定個人情報を番号法第 19 条第 1 項各号に掲げられた利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第 32 条 本会は、個人情報の保護に関する法律第 24 条第 1 項の規定に従い、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を、本人の知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第 33 条 本会は、第 3 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管しない。

2 本会は 第 3 条に定める事務に関する書類又はそれを作成するシステム内の情報のうち、翌年度以降も継続的に利用する必要があると認められるものについては、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間、保管する。

(保管段階における安全管理措置)

第 34 条 特定個人情報の保管段階における組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、第 2 章に定めるところによる。

第 6 章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第 35 条 本会が保有する特定個人情報の提供制限は、第 2 4 条第 2 項に定めるとおりとする。

(提供段階における安全管理措置)

第 36 条 特定個人情報の提供段階における組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、第 2 章に定めるところによる。

第 7 章 特定個人情報の開示・訂正及び利用停止等

(特定個人情報の開示)

第 37 条 本会は、本会が保有する特定個人情報の情報主体である本人から、当該本人に関する特定個人情報の開示を求められた場合には、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、開示を求められた範囲内でこれに応じるものとする。この場合において、本人に交付又は提示する書類に本人以外の者の個人番号が含まれているときは、これをマスキング等により、判別が不可能な状態にしなければならない。

2 本会は、前項の開示請求が次の事由に該当する場合には、請求の全部又は一部を不開示とすることができる。この場合においては、請求者に対して不開示とする判断の根拠又はその根拠となる事実を示し、理由を説明するものとする。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利、利益を害する恐れがある場合。

本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。

他の法令に違反することとなる場合。

(保有個人情報の開示請求処理手順)

第 38 条 前条に基づき、本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示の請求があった場合は、次の手順で応ずることとする。

受付時の確認

- ・ 所定の様式の書面（請求者の氏名、住所、電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの。）による請求であること。
 - ・ 定められた手数料の負担について請求者が応諾していること。
 - ・ 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
- （請求書類が郵送された場合の本人確認は、取扱責任者が適宜判断する。）

開示の可否の決定

取扱責任者は、次の項目及び前条第2項の規定に基づいて検討の上、開示の可否を決定する。

- ・ 請求された個人情報に物理的に存在するか否か。
- ・ 個人情報に存在する場合は、それが保有個人情報に該当するか否か。
- ・ 番号法第19条第1項に定める不開示事由に該当するか否か。

不開示の場合の対応

前条第2項の規定により処理する。

請求者に対する通知

開示請求者に対する回答（不開示の場合を含む。）は、速やかに郵送又はこれに代わる方法により通知する。

（保有個人情報の訂正等）

第39条 本会は、本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとし、訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む。）を通知するものとする。

- 2 前項で訂正等を行わない決定をした場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合には、その判断の根拠又はその根拠となる事実を示し、理由を説明するものとする。

（保有個人情報の訂正等の処理手順）

第40条 第38条により情報を開示した結果、特定個人情報に係る保有個人情報が事実ではないとして訂正等を求められた場合には、次の手順により応ずることとする。

当該請求者に訂正等をすべき内容が事実であることを証明できる資料の提出を求める。

取扱責任者は、 によって提出された資料に基づき利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。

前号の結果、訂正等の措置をとる決定をした場合は、遅滞なく当該請求者に書面にて郵送又はこれに代わる手段で通知し、訂正等の措置をとらない場合には、その判断の根拠及び根拠となる事実を明示し、その理由を説明するものとする。

- 2 特定個人情報に係る保有個人情報の訂正等は、取扱責任者が取扱担当者に指示して行わせ、その結果を確認するとともに、訂正等の申請者、訂正等の内容及び理由、訂正等の日付、当該訂正等を実施した者の氏名を明記し、その記録を保管するものとする。

(保有個人情報の利用停止等)

第 41 条 本会は、情報主体の本人から当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報の保護に関する法律第 16 条の規定に違反して取得されているという理由、同法第 17 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第 19 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という)を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲を限度に遅滞なく当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合、その他利用停止等を行うことが困難な場合であって当該本人の権利、利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置を講じるときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づいて求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨(本人から求められた措置と異なる措置をとる場合は、その措置の内容を含む。)を通知しなければならない。この場合において利用停止等を行わない場合又は本人が求める措置と異なる措置を講じる場合には、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、理由を説明するものとする。

(開示等を求める手続き及び手数料)

第 42 条 特定個人情報の開示等の請求の手続きは、第 38 条に定めるところによる。

2 開示等の手数料は、手間及び機器の使用に係る実費用額とする。

第 8 章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第 43 条 第 33 条の規定に基づいて保管した個人番号が記載された書面等について、第 3 条の事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

(廃棄・削除段階における安全管理措置)

第 44 条 特定個人情報の廃棄、削除段階における組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、第 2 章に定めるところによる。

第 9 章 その他

(個人番号関係事務の委託)

第 45 条 本会は、第 22 条の規定に基づき、役員等及び職員に対し、自らが個人番号関係事務実施者となって当該本人の扶養家族の個人番号を取得するよう要求する場合の他は、個人番号関係事務の他人又は他の事業所等への委託は行わない。

(規程の公表)

第 46 条 この規程は、本会が運営する各事業所の窓口に備え付けて閲覧可能にする。

(規程の改廃)

第 47 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。